

基準 3 3 連結散水設備の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 配管等は、次によること。

(1) 配管は、専用とすること。

(2) 閉鎖型散水ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合には、次によること。

ア 配管内は、高架水槽により常時充水しておくこと。当該高架水槽の材質は、基準 1 3. 第 1. 4. (2) の規程の例によること。

イ 高架水槽の容量は、1 m³以上とし、枝管までの配管は、管の呼び径で 4 0 mm 以上とすること。

(3) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合の管の呼び径は、1 の送水区域の散水ヘッドの取り付け個数に応じ、第 3 3 - 1 表に掲げる管の呼び径以上とすること。

第 3 3 - 1 表

散水ヘッドの取付け個数	2 個以下	3 個以下	5 個以下	1 0 個以下	2 0 個以下
管の呼び径 (mm)	3 2	4 0	5 0	6 5	8 0

(4) 送水口のホース接続口から末端の散水ヘッドまでの配管の摩擦損失水頭に、散水ヘッドからの吐出水頭を加算して得た値が、1 0 0 m 以下となるように設けること。

(5) 配管の支持は、次によること。

ア 支持点は、配管の端末部分及び集中荷重のかかる制御弁、選択弁、垂直管等の直近部分その他配管のたわみ等を防止することができる部分に設けること。

イ 支持金具及び吊り金具は、これらに作用する管自重、流体重量、熱膨張、水撃作用等に対して十分な耐力を有するものを使用すること。

2 配管等の耐震措置は、基準 1 3. 第 1. 6 の規定の例によること。

3 送水口は、次によること。

(1) 送水口のホース接続口は、各送水区域ごとに設けること。ただし、任意の送水区域を選択できる選択弁を設ける場合は、この限りでない。

(2) 送水口は、基準 1 4. 第 1. 5. (2) 及び (3) の規定の例により設けること。

4 選択弁は、次によること。

(1) 火災の際、延焼のおそれのない場所で、操作及び点検に容易な屋外の位置に設けること。

(2) 選択弁の設置位置には、当該弁である旨の標識及び受け持つ送水区域を明示しておくこと。

(3) 1 の送水口に接続する選択弁の数は、3 以下とすること。

5 散水ヘッドは、次によること。

(1) 閉鎖型散水ヘッドは、規則第 3 0 条の 3 第 1 号への規定に基づく告示基準が示されるまでの間、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッド及び側壁型ヘッドを除く。）を用いること。

(2) 散水ヘッドの放水圧力及び放水量は、0.5MPa以上で、かつ、180ℓ/min以上であること。

6 散水ヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次によること。

- (1) 規則第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」には、化粧室及び脱衣場が含まれる。
- (2) 規則第30条の2第3号の「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室、冷凍機室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。この場合において、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室には、他の有効な消火設備を設置すること。☆
- (3) 規則第30条の2第3号の「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電子顕微鏡室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室及び防災センターが含まれる。
☆
- (4) 規則第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
- (5) 規則第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。

7 標識は、基準38によること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で次の各号に適合するときは、連結散水設備を設置しないことができる。

- (1) 外周（外壁）が2面以上及び外周上の1/2以上がドライエリアその他の外気（以下この基準において「ドライエリア等」という。）に面していること。
- (2) ドライエリア等は、次に適合すること。

ア ドライエリア等に面する開口部のうち、直径50cm以上の円が内接することができるものの面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階に存すること。

イ アの開口部は、規則第5条の2第2項第1号、第3号及び第4号に適合するものであること。

ウ ドライエリア等に面して、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部を2以上有すること。

エ 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2m以上であること。

オ ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等が2以上設けられていること。

2 次のすべてに適合している場合は、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができるものとする。

- (1) 「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）第3、第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

- (2) 設計送水圧を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。
- (3) 地中埋設部分に設けること。